

お知らせ

事業者のみなさまへ

令和5年4月1日から

事業所から出るゴミの分別ルールが変わります。

これまで伊予地区清掃センターで処分していた事業系一般廃棄物は、令和5年4月1日から松山市西クリーンセンターで処分することになりました。それに伴い、**分別が一部変更となります**ので、下記のポイントに気を付けて分別してください。

【現行】

廃プラスチック類の分類

廃プラスチック類は
事業系一般廃棄物として
処理することが可能です。

紙類の出し方

紙類は伊予地区清掃セ
ンターにて処理する
ことが可能です。

変更

【令和5年4月1日以降】

廃プラスチック類の分類

廃プラスチック類は
産業廃棄物として処理して
ください。

※伊予地区清掃センター及び松山市西
クリーンセンターへの搬入はできません。

紙類の出し方

紙類は古紙問屋に搬入する等
再資源化を図ってください。

※伊予地区清掃センター及び松山市西
クリーンセンターへの搬入はできません。

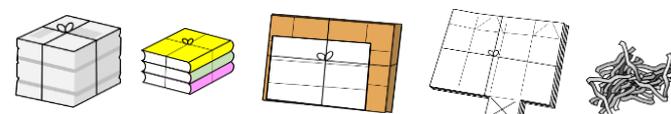
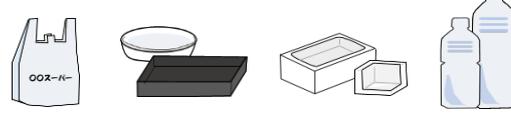
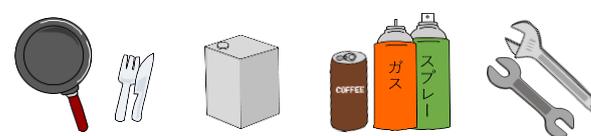
【問い合わせ先】

松前町町民課 TEL:089-985-4117

LGWAN-MAIL 142seikatsu@town.masaki.lg.jp

詳しくは裏面をご確認ください

事業活動に伴って生じた廃棄物の分別

分別	具体例		処理方法	
事業系一般廃棄物 リサイクルできないもの	● 生ごみ・残飯 ● リサイクルできない紙類 ● 落ち葉、草  ティッシュペーパー 紙コップ、紙皿 500ml未満の紙パック 他 (土は取り除く)		伊予地区清掃センター(落ち葉などは(有あぐり)に直接搬入するか、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託して処理してください。	
	● 紙類 ・OA用紙、新聞紙、本、雑誌、段ボール、紙パック、機密書類 (500ml以上) (シユレッター) 		古紙問屋に搬入するか、一般廃棄物の収集運搬許可業者へ委託してください。	
産業廃棄物 廃プラスチック類	● プラスチック製品 ・袋、弁当容器、発泡スチロール、ペットボトル等  ● 合成繊維製品 ・作業着 等  ● 合成ゴム製品 ・長靴 等 		混合物 電球 金属くず ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず 	産業廃棄物の収集運搬許可業者に委託して処理してください。
	● 金属製品 ・調理器具、一斗缶、スプレー缶 等 		蛍光灯 廃プラ 金属くず ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず 	
	コップ、びん、茶碗等の陶器、コンクリートくず 等 		電池 金属くず 燃え殻 汚泥 	
	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、 鋳さい、がれき類、ばいじん			
特定の事業活動に伴う産業廃棄物	・紙くず(建設業、パルプ・紙・紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業) ・木くず(建設業、木材製造業、木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業) ・繊維くず(建設業、衣類などの繊維製品製造業を除く繊維工業) ・動植物性残渣(食品製造業、医薬品製造業、香料製造業) ・動物系固形不要物(畜産農業) ・動物のふん尿(畜産農業) ・動物の死体(畜産農業)			